

実施計画書

I 委託業務の内容

1. 基本情報

管理機関	(管理機関名) 三重県教育委員会
	(代表者職名) 教育長
	(代表者氏名) 福永 和伸
事業名	とびだせ！はばたけ！みえふくっ子！ ～みえの次代を担う福祉系人材の育成～
事業実施期間	契約日～令和 7 年 3 月 3 1 日
モデル	先進的取組 / 連携体制強化
連携体制を構築する 産業分野	福祉
拠 点 校 名 ※学校名の末尾にかっ こ書きで、実施対象の 学科を記載 〇〇高等学校（農業 科）等 （■拠点校、□連携 校）	■県立明野高等学校（福祉科） ■県立みえ夢学園高等学校（総合学科） □県立朝明高等学校（ふくし科） □県立伊賀白鳳高等学校（ヒューマンサービス科） (計 4 校)
連 携 予 定 の 産 業 界 等 名 (団体名・企業名等)	三重県社会福祉協議会

2. 事業概要等

(1) 産業界と専門高校の連携体制に関する申請者の現状と課題

(現状)

- ・ グローバル化に象徴される社会の多様化、情報化や技術革新の急激な進展等、現代社会を取り巻く環境は大きく変化しており、時代のニーズに応じた福祉系人材を輩出していかなければならない。
- ・ 少子高齢社会の進展により、ますます福祉サービスに対する需要の増大・多様化が見込まれる中、利用者本位の質の高い福祉サービスの提供が求められており、サービス提供の根幹である福祉系人材の養成・確保が極めて重要となっている。
- ・ 三重県教育委員会では、令和5年度から9年度までの「職業教育の充実・発展のための推進計画」(以降、推進計画)を策定している。推進計画では、学科独自の目標を「福祉学科関連への就職・進学者の割合90%」「介護福祉士国家試験合格率100%」とし、注力して取り組む内容を、豊かな人間性を育む取組、専門性を高める取組、実社会とのつながりの中で主体性・協働性等を育む取組、急速に進化する先端技術や社会の変化等に対応した取組にまとめ、目標の達成状況と取組状況を地方産業教育審議会で報告し、委員からの意見を学習活動に反映している。

急速に進化する先端技術や社会の変化等に対応する具体的な取組内容として示した、「産業界や高等教育機関等と連携した介護ロボット等の先進的な福祉機器に関する学習の充実」や「福祉ニーズの高度化や多様化に対応した教育や将来のキャリアを考える学習の充実」、「語学力の向上や異文化理解を深める現場実習やオンライン交流の充実」等の推進については、様々な分野の産業界と連携しながら取り組む必要がある。

- ・ 県内には、福祉系高等学校が4校あり、その内3校は福祉学科設置校である。また、介護職員初任者研修実施校が福祉系高等学校を含めて13校あり、各地域で福祉系人材を育成している。
- ・ 福祉を学ぶ高等学校では、介護福祉士養成に係る施設実習、地域の保育園や小中学校等と連携した交流活動を実施するとともに、医療、福祉、介護分野の専門家を外部講師として招聘するなど、産業界等と連携した学習活動を実施している。
- ・ これまでの在り方を前提とした取組を継続すればよいという考えではなく、生徒には、様々な変化を前向きかつ柔軟に受け止め、課題を自ら設定し、習得した知識・技術を相互に関連付けながら、多様な他者と協働して新たな価値を生み出していくことが求められている。

(課題)

- ① 県内の福祉系人材を育成するための連携体制を構築するために、福祉系高等学校4校と実習施設や福祉関連企業の職員、大学教授等が様々な意見交換ができる場を創出していく必要がある。
- ② 時代のニーズに応じた福祉系人材育成のため、産業界の関係者等との対話や生徒同士の交流をとおして多様な考え方に触れる機会を拡充し、生徒の課題発見、課題解決能力を育成する必要がある。
- ③ 介護福祉の「現場」で求められる介護に関する知識・技術を習得するために、介護実習をより充実させるとともに、高度な技術や最先端の福祉機器、介護ロボット等に関する知識・技術を習得する機会を充実させる必要がある。
- ④ 医療、福祉、介護分野の産業界では、担い手不足が課題となっているため、小中学生等に魅力を発信し、福祉系人材を確保していく必要がある。

(2) 事業概要

① 県内福祉系高等学校と産業界との連携体制の構築

- ・ 事業1年目は、事業運営委員会、事業推進委員会において、現在の課題や育成したい福祉系人材像、課題を解決するための事業内容についての協議を行い、各校で課題発見、課題解決能力を育成するための取組、現場で必要とされている先進的な福祉機器についての学習、福祉の魅力を発信する取組を実施する。

各校での取組において産業界と連携するとともに、連携体制の在り方についても協議する。事業運営委員に民間企業等の方を迎え、産業界のご意見をいただけるような体制を構築する。

- ・ 事業2年目以降は、学識経験者や実習受入先の実習指導者、生徒の就職先となっている事業所職員等を交えたコンソーシアム等、連携体制を強化する。

② 生徒の課題発見、課題解決能力を育成するための各校の取組

- ・ 明野高校では、「介護総合演習」（福祉に関する学科における原則履修科目）において、「明野ふくしゼミ」を実施する。福祉を学ぶ生徒同士が交流するイベント等の企画・運営、学校に幼稚園児や小学生、高齢者等を招いた交流会の取組をととして、生徒が自ら課題を設定し、産業界や大学等の支援を得ながら課題の解決をめざす。
- ・ みえ夢学園高校では、大学教授や実習施設職員と協働して、生徒が介護現場における課題を発見、解決できる実践力を育成するための教材を開発する。
- ・ 朝明高校では、地域の認定こども園や特別支援学校との交流会や敬老会への参加をととして、子どもたちや高齢者を取り巻く地域課題を把握し、解決につなげていく。
- ・ 伊賀白鳳高校では、子どもや高齢者が安心して生活できる地域をめざし、防犯や防災のための啓発活動を小学校や警察、社会福祉協議会等と連携して実施する。

③ 産業界や高等教育機関等と連携した、現場で必要とされている介護ロボット等の先進的な福祉機器についての学習

- ・ 拠点校と連携校は、日本ケアシステム等の民間企業と連携して、先進的な福祉機器や介護ロボットを導入している施設や開発している企業等の見学、専門的な知見を有する大学教授等や開発企業の職員等を外部講師とした授業を実施する。新たな連携企業については、みえ介護生産性向上支援センター（介護サービス事業者等からの業務改善に関する相談受付などの生産性向上の取組等に関する相談窓口）や社会福祉協議会と協力して産学連携コーディネートが開拓する。
- ・ 介護実習における実習日誌のオンライン化と効果的な指導方法を確立するために、拠点校、連携校で研究・開発する。具体的には、介護福祉実習や福祉現場のデジタル化等の知見を有する大学教授や情報関連企業から外部講師を招聘したり、先端技術を取り入れた介護現場の見学等を行う。

④ 福祉系人材を確保するための福祉の魅力発信

- ・ 拠点校や連携校の生徒が、地域の保育所や幼稚園、小中学校へ出向いて介護教室等の出前授業を実施したり、地域の園児や児童、高齢者等を学校に招いて交流会を実施することで異なる年代の方々とのコミュニケーションについて学ぶとともに、福祉の魅力を発信する。
- ・ 明野高校は、学校に幼稚園児や小学生、高齢者等を招いた地域交流会を創出する取組を生徒が企画・運営する。
- ・ 朝明高校では、小学生を対象とした介護教室を実施する。
- ・ 伊賀白鳳高校では、年10回程度のミニデイサービスを実施する

(3) 事業目的

- ・ 産業界等と福祉系高等学校が連携する課題発見、課題解決型学習をとおして、広い視野を持ち、柔軟な考え方実践力を身に付けた福祉系人材を育成する。
- ・ 福祉の地域的課題に目を向け、産業界の方と協働して課題を解決する能力を育成するとともに、福祉の魅力を地域に発信する。

(4) 事業実施体制

●事業運営委員会や、拠点となる専門高校、連携する産業界の体制について

三重県教育委員会事務局高校教育課が当事業の進捗管理を行い、高校教育課長を実施責任者とし、指導主事が実務を担うとともに、産学連携コーディネーターを配置する。

拠点校は、明野高等学校（福祉科）とみえ夢学園高等学校（総合学科）の2校とし、本事業の中心となって次代を担う福祉系人材を育成するための産業界等との連携体制構築をめざして取り組む。また、取組から得られた成果を連携校や他の福祉を学ぶ学校に共有する場を創出し、県内福祉教育の更なる充実を図る。

連携校は、朝明高等学校（ふくし科）と伊賀白鳳高等学校（ヒューマンサービス科）の2校とし、拠点校と連携して本事業に取り組み、拠点校とともに各学校の課題に応じて新たに構築された教育プログラムを導入するなど、授業改善の進展につなげる。

産学連携コーディネーターは、各学校を月2回程度訪問して、授業見学や管理職及び授業担当者と協議を行うとともに各学校の実状を把握し、より充実した教育活動が実施できるよう、産業界等と連携した効果的な指導方法等について指導・助言する。令和8年度以降も持続可能な福祉系高等学校と産業界等との連携体制を維持できる仕組みづくりを行う。

産学連携コーディネーターは、SSH指定校で高大連携や地域企業等の外部機関と連携した経験を持つ退職教頭を予定している。家庭科教員として保育や高齢者者福祉、地域福祉についての知見を有し、家庭学科設置校に勤務した経験があり、専門高校における職業教育にも精通している人物である。また、教員研修の担当課において、若手の教員相互による課題解決型研修である『授業実践研修』を企画・運営するとともに指導助言を行い、授業改善に気づきを取り入れた研修を行ってきた。退職後も3年間、SSH指定校でアドバイザー・スタッフとして、生徒の探究活動に関わり、指導助言を行ってきた。

事業運営委員会を設置し、三重県教育委員会事務局高校教育課長が実施責任者となり、三重県社会福祉協議会福祉人材部福祉人材課長、学識経験者として大学教授、医療保健部長寿介護課長、事業実施4校の校長を委員とし、拠点校および連携校の事業計画の評価と改善、進捗の確認、取組の評価と改善策を協議し、当該校に対して指導・助言を行う。また、産業界からの意見をいただけるよう民間企業の方を委員として迎えるための協議も行う。

事業推進委員会は、拠点校校長（2名）と社会福祉協議会担当者（1名）、医療保健部長寿介護課担当者（1名）、拠点校担当者（4名）、連携校担当者（4名）、産学連携コーディネーター（1名）、教育委員会事務局高校教育課指導主事（1名）が委員として、事業運営委員会の決定に基づき、計画した取組を実施する。

●管理機関の役割について

三重県教育委員会事務局高校教育課が管理機関として、本事業の目的を達成するため、拠点校および連携校4校の連携状況や各学校の取組状況を学校訪問等で把握し、指導・助言する。産学連携コーディネーターや事業運営委員会、事業推進委員会と連携しながら、充実した教育活動が実践できるよう指導・助言を行う。また、他県の好事例等について把握し、拠点校およ

び連携校に還元する。

（５）事業の進捗管理、成果の検証、改善等の仕組み

（事業の進捗管理）

事業の進捗管理については、産学連携コーディネーターによる学校訪問を各学校へ月２回程度行い、授業見学や管理職および担当教員との協議をとおして把握し、指導・助言を行う。教育委員会事務局の指導主事も、産学連携コーディネーターや各学校と連絡を密にして進捗状況を把握する。また、年２回の事業運営委員会および年３回の事業推進委員会においても、各学校からの報告により、進捗状況を確認する。

（成果の検証）

事業全体の検証は、生徒の資質・能力の変容を分析するとともに、大学教授等による評価を踏まえ検証する。具体的には、生徒へのアンケート調査等を事業の実施前と実施後に行い、比較することで成果を検証するとともに、本事業で育成するコンピテンシー（課題設定力や創造性、実行力や柔軟性等）を、知見を有する専門機関または事業者等の測定ツールで分析し、本事業の取組が生徒の資質・能力の向上を図る取組であったかを検証する。

（改善の仕組み）

本事業の目的や取組の方向性を踏まえた学習活動等が実践できているかを、事業運営委員会及び事業推進委員会で検証することで本事業のPDCAサイクルを構築する。

●達成目標及び指標①（※数値や数量で表すことができる定量的指標が望ましい）

達成目標

産業界や地域と連携した課題解決型学習をすべての県内福祉系高等学校で実施する。

指標

県内福祉系高等学校４校において、産業界や地域と連携した課題解決型学習を実地した割合１００％

●達成目標及び指標②（※数値や数量で表すことができる定量的指標が望ましい）

達成目標

福祉系高等学校で学んだ生徒が福祉関連分野への進路を選択する。

指標

福祉学科の学習内容と関連した就職先、進学先を選択した生徒の割合９０％以上達成

（６）成果発信の取組

- ・ 三重県立高等学校産業教育フェアにおいて、取組の成果を発表するとともに、介護技術コンテストにおいて、成果発表会や生徒交流会を実施する。
- ・ 産業界等と連携した取組を、各学校のHP、SNS等で発信するとともに報道機関からも情報が発信されるよう報道資料提供を行う。

３．令和６年度実施計画

（１）事業運営委員会の構成

氏名	所属・職	役割
山北 正也	三重県教育委員会事務局 高校教育課・課長	本事業の実施責任者
関根 正樹	三重県社会福祉協議会 福祉研修人材部 福祉人材課・課長	産業界の有識者
井谷 哲也	三重県医療保健部 長寿介護課・課長	関係行政機関の職員
矢幅 清司	淑徳大学・教授	教育界の有識者
橋本 昌幸	県立明野高等学校・校長	拠点校・校長
庄村 哲	県立みえ夢学園高等学校・校長	拠点校・校長
早川 知宏	県立朝明高等学校・校長	連携校・校長
松本 徳一	伊賀白鳳高等学校・校長	連携校・校長
事業運営委員会が本事業において果たす役割 年２回（年度初め、年度末）委員会を開催し、拠点校および連携校の事業計画の評価と改善、進捗の確認、取組の評価と改善策を協議し、当該校に対して有効な指導・助言を行う。当委員会では、本事業が、（１）拠点校の育成したい資質・能力の向上につながる取組かを、専門機関または事業者等のコンピテンシー測定ツールによりエビデンスにもとづいて分析・検証、（２）実践力を備えた福祉系人材育成のための取組になっているかを、有識者、福祉現場の視点で分析・検証、（３）福祉の魅力を発信する取組となっているか、地域の視点で分析・検証する。		

（２）事業運営委員会における検討事項

- 福祉系高等学校の課題を把握し、産業界や地域との連携の在り方を検討 - 各校の取組の年間計画について協議 - 福祉現場の課題を把握し、育成すべき福祉系人材像と人材確保に向けた福祉の魅力発信について検討 - 産業界等と福祉系高等学校との連携体制の構築および効果的な連携した活動について協議 - 本事業の成果発表会の実施方法や、県内で福祉を学ぶ学校間の交流

（１）事業推進委員会の構成

氏名	所属・職	役割
庄村 哲	県立みえ夢学園高等学校・校長	事業推進委員会・委員長 拠点校・校長
橋本 昌幸	県立明野高等学校・校長	拠点校・校長
濱田 康太	三重県社会福祉協議会 福祉研修人材部 福祉人材課	三重県社会福祉協議会・担当者
渡邊 栄彦	三重県医療保健部 長寿介護課	三重県医療保健部・担当者
木島 勇喜 沢 拓郎	県立明野高等学校・教諭	拠点校・担当者

角谷 道生 伴 のぞみ	県立みえ夢学園高等学校・教諭	拠点校・担当者
鈴木 幹治 柴原 賢子	県立朝明高等学校・教頭、教諭	連携校・担当者
鈴木 貴生 平井 由希	県立伊賀白鳳高等学校・教諭	連携校・担当者
北原 まり子	産学連携コーディネーター	拠点校に配置
曾野 亜希子	三重県教育委員会事務局高校教育課・指導主事	三重県教育委員会事務局・担当者
事業推進委員会が本事業において果たす役割 毎年3回（年度初め、9月頃、年度末）委員会を開催し、事業運営委員会の決定に基づき、事業計画を具現化する。		

（２）事業推進委員会における検討事項

- ・ 事業運営委員会の決定に基づき、福祉系高等学校の課題を解決するための産業界や地域との連携した各校の取組について検討
- ・ 本事業の成果発表会の実施方法や、県内で福祉を学ぶ学校間の交流会の実施方法について検討

（３）事業項目別実施期

事業項目	実施期間（令和6年6月～令和8年3月）											
	6月	7月	9月	10月	1月	2月	4月	5月	7月	10月	1月	2月
事業運営委員会の開催		○				○		○				○
事業推進委員会の開催	○		○		○		○		○		○	
成果発表、交流会		○		○	○				○	○	○	
各学校での取組												
<詳細> ・ 事業運営委員会は年2回開催、事業推進委員会は年3回開催予定。 ・ 生徒交流会は、介護技術コンテスト、県産業教育フェアと併せて開催する。 ・ 年間をとおして各学校で課題解決能力を育む取組を計画、実施する。 <達成目標> ・ 各学校の生徒が主体的に課題解決に向けた学習に取り組み、地域や他校の生徒との交流をとおして多様な人々と協働する力を育む。												

（４）管理機関における取組

三重県教育委員会事務局高校教育課が管理機関として、本事業の目的を達成するため、拠点校および連携校4校の連携状況や各学校の取組状況を学校訪問等で把握し、指導・助言する。

産学連携コーディネーターや事業運営委員会、事業推進委員会と連携しながら、充実した教育活動が実践できるよう指導・助言を行う。また、他県の好事例等について把握し、拠点校および連携校に還元する。

(5) 所要経費

別添のとおり

※課税・免税事業者： 課税事業者・免税事業者 (□で囲むこと)

4. 現時点の状況

拠点校における以下の数値について記入すること（拠点校ごとに記載）

拠点校名	明野高等学校
① コンソーシアム（産業界、自治体など複数で構成される人材育成を目的に含む団体）の数	1
② 産学連携コーディネーターの数	事業開始時 1
③ 人材育成に関わっている企業等の数	19
④ 人材育成に関わっている企業等人材の人数	23
⑤ 企業等の人材が行う授業の数	一人で担当：10回/週（年間350時間） 一部を担当：2回 教員と T.T：1回/週（年間35時間）
⑥ インターンシップ	企業数：31 平均期間：22日間 参加生徒数：78人

拠点校名	みえ夢学園高等学校
① コンソーシアム（産業界、自治体など複数で構成される人材育成を目的に含む団体）の数	事業開始時 1
② 産学連携コーディネーターの数	事業開始時 1
③ 人材育成に関わっている企業等の数	7
④ 人材育成に関わっている企業等人材の人数	12
⑤ 企業等の人材が行う授業の数	一人で担当：0 一部を担当：0 教員と T.T：2回/年
⑥ インターンシップ	企業数：31 平均期間：9.5日 参加生徒数：51人

5. その他

知的財産権の帰属

- () 1. 知的財産権は受託者に帰属することを希望する。
- (○) 2. 知的財産権は全て文部科学省に譲渡する。